産業構造審議会知的財産分科会 第22回不正競争防止小委員会議事録

日時:令和5年1月30日(月) 13:30~14:00

場所:WEB会議室

○猪俣室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産 分科会不正競争防止小委員会第22回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。よろしくお願いしま す。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の対策のため、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となります。

また、オブザーバーとして、法務省民事局、法務省刑事局、内閣府知的財産戦略事務局に御出席いただいております。

議事の公開につきましては、本小委員会では、新型コロナウイルス感染症対策、サーバー負荷軽減などのため、一般傍聴者及びプレスの方々は、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいて おりますので、よろしくお願いいたします。

また、通信の負荷を減らしますため、御発言される際を除き、カメラ及びマイクはオフ に設定をお願いします。

なお、御発言いただく際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、御発言いただく際には、マイク及びカメラをオンにしていただき、発言が終了した後には、マイク及びカメラをオフにし、手を下ろしていただきますよう御協力をお願いします。

また、本日は、末吉委員が御欠席となっております。

それでは、これより先の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと存じます。

○岡村委員長 岡村でございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、早速、事務局から本日の資料につきまして確認をお願いいたします。

○猪俣室長 事前に皆様に送付した資料を確認させていただきます。資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止 法の在り方(案)に対する主な御意見及びそれに対する考え方(案)、資料4、デジタル 化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方(案)変更履歴有版、参考 資料1、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方(案)変 更反映版、参考資料2、外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書(案)でござい ます。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございました。過不足などはございませんでしょうか。 ないようですので、それでは、初めに事務局から本日の議題につきまして御説明をお願 いします。

○猪俣室長 議事次第、資料1を御覧ください。本日は、2.報告書案に対する意見募集の結果についてと、3.報告書案の修正について、について御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での審議になりますので、御協力よろしくお願いします。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございました。それでは、本日の議題に入っていきたいと思います。事務局から資料3、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方(案)に対する主な御意見及びそれに対する考え方(案)と、資料4、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方(案)の御説明をお願いします。

○猪俣室長 まず資料3を御覧ください。こちらに記載はございませんが、いただきました御意見は計5件、3団体、1企業、1個人の方にいただきました。この場をお借りしまして、改めて御意見をいただきましたことを深く感謝申し上げます。そのいただきました御意見をそれぞれの報告書の8つのパートに分割して、ここに記載させていただいております。

まず、1.総論でございます。御意見として、第2章に挙げられた7つの論点に関し、

それぞれのまとめに記された方向性について賛同する。まとめに記載された方向性に従い、 不競法の改正が必要なものについては、速やかに法整備等の対応を進めていただくことを 期待する。デジタル化の進展に伴う不正競争防止法の規律の見直しについての方向性を示 すものであり、その基本的方向に賛成する。といただいております。

これについては、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御 意見を踏まえ、制度措置について検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、2. デジタル時代におけるデザインの保護(形態模倣商品の提供行為)でございます。こちら、御意見として、不正競争防止法2条1項3号に規定する形態模倣商品の提供行為にも電気通信回線を通じて提供する行為を追加するなどの法改正を行うことはメタバースとも呼ばれるデジタル空間における経済取引が活発化していることも踏まえると、妥当である。そして、次のところとして、フィジカルとデジタルを交錯する知的財産の利用が加速しており、フィジカルにおける商品形態がデジタル空間で模倣されるといった事例が現れ始め、保護の要請が高まっている。このような中、デジタル空間での適切なデザインの保護を図るべく検討を進める方向性が示されたことを歓迎する。保護と利用のバランスを適切に考慮した上で、関係当事者の実態調査に基づく多角的な観点から基準を検討し、逐条解説などにおいて明確化することを望む。といただいております。

これらにつきましても、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただき、 御意見を踏まえ、制度措置について検討を進めてまいりたいと思います。

また、2ページ目の真ん中で、保護と利用のバランスについては、御意見を踏まえて、 引き続き検討を継続してまいりたいと思います。

また、最初に商品の定義規定の導入、保護期間の終期の起算点、最初に販売された日の明確化に関しては、デジタル社会がますます発展していくことに鑑み、今後の裁判例の蓄積や各関連団体などとの意見交換等を通じ、将来の不競法改正に向けて継続して検討いただくことを期待する。でございます。

こちらにつきましても、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただきまして、不競法上の商品の定義規定の導入に関しまして、引き続き将来課題として検討を継続してまいります。また、保護期間の終期の起算点であります最初に販売された日に関しても、実際の販売開始時と解することについて、今後、逐条解説などで明確化を図ってまいります。でございます。

続いて、3. 限定提供データの規律の見直しでございます。不正競争防止法2条7項の

限定提供データに設けられている「秘密として管理されているものを除く」という要件を 削除することは、営業秘密保護制度に加えて限定提供データ保護制度を設けた趣旨からす れば、両方の制度で情報の保護が図られるような管理が求められてしかるべきであり、賛 成する。との御意見をいただいております。

これについても、報告書の内容に賛同する御意見として理解させていただきまして、御 意見を踏まえて、制度措置について検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、4. 渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備でございます。こちらについては、報告書案が渉外事件に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する制度を立法措置が可能であれば整備しようとしていることについては、法体系的な整理をした上で、関係省庁との調整を進めるべきである。といった御意見。また、今後、法務省や関係省庁との協議において、より有効な具体策が速やかに成案となることを望む。具体的には、国際裁判管轄については、実際のビジネス実態を調査した上で、競合管轄規定を早急に導入すべきである。また、準拠法の適用範囲に関しても、絶対的強行法規としての検討を早急に進めるべきである。といった御意見をいただいております。

こちらについても、考え方として、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、関係省庁と調整の上検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、5.でございます。4ページ目、損害賠償額の算定規定の見直しでございます。御意見としては、不正競争防止法5条の損害賠償額の推定規定の要件を緩和し、かつ、令和元年の特許法など、改正によって追加されたような損害賠償額の推定規定を設けることはデータの保有者の適切な救済につながるので賛成する。また、侵害行為の事前抑止とともに、被害者救済の観点から、営業秘密の不正な取得行為については、令和元年特許法改正と同様の制度改正、生産能力等を超える損害部分に相当するライセンス料、相当使用料額の増額要因の考慮を行うべきである。また、不競法第5条第1項について、対象情報を技術上の秘密から営業秘密全般に拡充し、物の譲渡のみならずデータや役務の提供の場合にも拡充する方向性に賛同し、法改正に向けた検討を強く希望する。デジタル化の進展に伴い、技術上の秘密とその他の情報との境界線が今後ますます曖昧化していくことが予想される。例えば、一定のサービスに様々な種類のデータ群、三次元高精度地図データ、人流データ、消費動向データ、AI学習用データセットなどを複合的に用いた場合、そのデ

ータ群は、有機的一体となった営業秘密の総体となる結果、技術上の情報とそれ以外の情報を厳密に区別することは極めて困難となる。といった御意見をいただいております。

こちらについても、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。 御意見を踏まえて、制度措置について検討を進めてまいります。

続いて、第3項でございます。第5条第3項の「使用」に「利用」は含めないことになったのか、または不競法第2条第1項各号において不正競争とされている行為としての「使用」に「利用」が既に含まれているかなど、明確に分かるように明記していただきたい。第5条第3項の営業秘密の「使用」と「利用」、それぞれの定義、または意義について、不競法もしくは政令の中で定めるか、または逐条解説に盛り込むか、御検討いただきたい。でございます。

こちらは、少し質問も含めた御意見かなと思っております。我々の考え方としては、第 5条第3項について、「使用」以外の行為が含まれ得ると考えておりますが、この点を明 確化すべく、引き続きその方法について検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、6番目、使用等の推定規定の拡充でございます。不正競争防止法第5条の2の 使用等の推定規定の適用範囲を拡充することは、不競法5条の2が裁判所において適用さ れた事例が存在しない現状に照らし、基本的に賛成する。でございます。

こちらについては、報告書の内容に賛同する御意見として理解させていただき、御意見 を踏まえ、制度措置について検討を進めてまいりたいと思います。

また、もう一つの御意見として、不競法第5条の2の対象情報を技術上の機密から営業秘密全般に拡充しつつ、正当取得類型や取得時善意無重過失転得類型の場合への拡充について、一定の配慮措置を講ずる方向性に賛同し、法改正に向けた検討を強く希望する。一方で、データ利活用や転職者受入れなどの萎縮効果が生じないように、保護と利用のバランスの取れた制度設計とすることが重要である。この観点からも、正当取得類型や取得時善意無重過失転得類型の場合の適切な配慮措置やガイドラインによる啓発などの検討が継続してなされることを希望する。でございます。

こちらについても、内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえまして、正当取得類型や取得時善意無重過失転得類型への拡充などにについて、一定の配慮措置を講じることを含め検討するとともに、不競法の周知を行ってまいります。

続いて、7番目、営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設 でございます。営業秘密や限定提供データを対象とするライセンス契約のライセンシーの 保護制度における措置の方法について関係省庁等と調整しつつ、引き続き検討を継続して いくことに賛成する。でございます。

こちらも、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただき、御意見を踏まえ、制度措置の方法について、関係省庁などと調整しつつ、引き続き検討を継続してまいります。

最後に、8. 商標法のコンセント制度導入を受けた適用除外規定でございます。コンセント制度の導入に賛成するとともに、不正競争防止法に適用除外規定を設けることにも賛成する。でございます。

こちらについても、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただき、御意 見を踏まえて、制度措置について検討を進めてまいります。

以上が、資料3でございまして、主な、いただきました御意見及びそれに対する考え方の案でございます。

これを踏まえますと、事務局としては、原則、現時点の報告書案に賛同いただいている 意見であると考えられますので、今回いただいた御意見を踏まえて、現時点の報告書案に ついて、修正すべき点はないものと考えております。

その上で、続きまして資料4でございます。資料4、報告書案では、事務局からの提案 として修正させていただきたい点が1点ございまして、報告書案の10ページ目を御覧いた だければと思います。

こちらに書いてございます、形態模倣のところでございます。こちらの改正趣旨としましては、先日、内閣府知財事務局で主催しておりますメタバース上のコンテンツなどをめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議の第1分科会がございまして、これは田村委員が座長になっておられるものでありますが、そこで、この報告書案の記述部分についても質問が委員からございまして、今回の制度改正で明確化されるものと、そして、今回の、場合によって制度措置によって法文上で新たに追加されるものについて、もう少しはっきりさせたほうがよいのではないかというアドバイスをいただきましたので、田村委員とも御相談しまして、条文上としては、制度措置によって追加されるものは、電気通信回線を通じて提供であり、そして、逐条解説などで文言の明確化がされるものとしては、商品の定義といったところが分かりますよう、報告書を若干変更させていただいています。大きな変更ではなく、簡易な文言の適正化と考えてございます。

報告書の案の変更につきましては以上と考えておりまして、以上が、資料3と資料4の

事務局からの説明となります。委員長、お願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございました。事務局から報告書案につきまして御説明をいただきました。ここまでの御説明に基づきまして、自由討議の時間を取りたいと思います。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。御発言の際はTeamsの挙手機能、チャット機能でお知らせいただくようにお願いいたします。いかがでしょうか。修正点を含めまして、特に御意見ございませんでしょうか。では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 杉村です。ありがとうございます。事務局の方にはパブコメを全てまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

そして、先ほどの10ページの修正については、賛成です。日本弁理士会の中では、形態 模倣関連については関連委員会の中で検討していますが、その中で、やはりデジタル空間 においける商品の形態模倣提供行為については多くの相談があるとの声があります。現在、 それをまとめているところですので、また後日、事務局のほうには提供申し上げたいと思 っているところでございます。したがいまして、法改正ができるところは早急に法改正を していただき、日本のビジネスの現状に合致したタイムリーな法改正をぜひ行っていただ きたいと思っております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長 杉村委員、ありがとうございました。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

では、特に御意見は……。事務局、特に挙がってませんよね。

- ○猪俣室長 はい、見当たっておりません。
- ○岡村委員長 では、御意見もほかにないようでございますので、ありがとうございま した。

これで、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方(案)につきまして、本日、各杉村委員からいただいたわけですけれども、その意見などを踏まえまして、必要に応じた修正を加えた上で、報告書として取りまとめさせていただければと存じます。必要な修正につきましては、委員長である私に御一任いただければと存じますが、特に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡村委員長 ありがとうございます。そういたしましたら、ここからの修正は、私が

委員長として取りまとめさせていただきます。

では、最後に事務局から御連絡及び御挨拶をお願いしたいと思います。

○猪俣室長 最終報告書につきましては、本日の議論を踏まえて、岡村委員長の御了解 を得ました後に公表させていただきます。

最後に、私、事務局を担当しております猪俣のほうから簡単に御挨拶させていただきた いと思います。

昨年の7月から着任をさせていただきまして、前任の渡邊を引継ぎまして最終報告書案に向けて皆様とも御議論いただきまして、今回、報告書をまとめさせていただきますことを大変ありがたく存じます。現在は室員9名が中心となって法制作業、内閣法制局や関係省庁ともいろいろ議論を進めているところでございます。まだ成案は出ておりません。様々な法改正事項、今回いただきました事項でさらなる検討が必要なものもあるかもしれませんけれども、できるだけ法制化に近づき、できやすいものにつきまして、早急にできるべく準備をしているところでございます。

まだお見せできる段階ではございませんけれども、法律が閣議決定なされましたら、また皆様にも御報告差し上げたいと思いますし、その段階で御評価いただければと思ってございますが、何分、私も着任して少し不十分なところで、もしも改正が不十分でありましたら、ひとえに私の責任でございますので、御容赦いただければと。現段階、まだ中身は決まったわけではございませんが、できるだけ頑張りたいと思いますが、引き続き皆様の温かいサポートとお力添えをいただければと思っております。

今回、最終報告書をまとめられましたこと、岡村委員長はじめ委員の皆様に御審議いただいた賜物でございますので、これを十分踏まえまして、我々として次の法制作業を全力で頑張ってまいりたいと思います。改めまして、事務局を代表しまして深く感謝申し上げます。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。

残念ながら、今回もコロナで引き続きオンライン開催という形になりました。また早くオフラインで開催できる日が来ることを期待しています。何よりも皆様に活発な御議論いただいて、ここまで来たわけでございますが、あとは、プレッシャーをかけるわけではございませんけれども、猪俣室長はじめ知財室の皆様方の、各省庁などとの御協議、なかなか大変かとは存じますけれども、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

ということで、これをもちまして第22回不正競争防止小委員会を閉会といたします。本 日もありがとうございました。

——了——